

# 幸手市人権施策推進指針

令和7年6月改定

幸 手 市

## は じ め に

人権とは、誰もが生まれながらに持っている、誰からも侵されることのない基本的な権利です。誰もが平等で幸せに暮らせる社会を築くために、一人ひとりがお互いの人権を尊重し、自分の権利と同じように他の人の権利も認め合っていくことが大切です。

本市においては、平成17（2005）年7月に「幸手市人権施策推進指針」を策定し、差別のない人権尊重社会を目指し、人権に関する様々な課題の解決に取り組んでまいりました。

しかしながら、女性への暴力、子どもや高齢者への虐待、障がいのある人への差別、部落差別、外国人に対する偏見など、様々な人権問題が今もなお存在しています。

また、近年では、インターネット社会の進展に伴い、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長したりするような投稿がされるなどインターネットを悪用した人権侵害といった新たな人権問題が生じており、人権を取り巻く情勢はますます複雑になっています。

こうした状況を踏まえ、さらに人権教育・人権啓発に関する諸施策を総合的、計画的に推進するため、「幸手市人権施策推進指針」を改定いたしました。

この指針に基づき、今後も一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指して、様々な施策に取り組んでまいります。

令和7年6月

幸手市長 木村純夫

## 目 次

I	指針の改定にあたって	1
	人権を尊重する社会の実現のために	1
II	人権教育・啓発についての基本的な考え方	1
1	指針策定の背景	1
(1)	国際社会の動き	1
(2)	国の動き	1
(3)	埼玉県の動き	2
(4)	幸手市の動き	2
2	基本理念	2
3	趣旨	2
4	人権教育	3
5	人権啓発	3
III	現状と今後の取組の方向性	4
1	女性	4
2	こども	6
3	高齢者	7
4	障がいのある人	8
5	部落差別	10
6	アイヌの人々	11
7	外国人	12
8	感染症患者等	13
9	刑を終えて出所した人	14
10	犯罪被害者やその家族	15
11	インターネットによる人権侵害	16
12	北朝鮮当局による拉致問題	17
13	性的マイノリティ	18
14	その他の人権問題	18

IV	人権教育・啓発の推進	21
1	あらゆる場での人権教育の推進	21
(1)	学校教育における人権教育	21
(2)	社会教育における人権教育	21
(3)	行政における人権教育	22
2	効果的な啓発活動の実施	22
(1)	人権意識の普及・高揚	22
(2)	指導的人材の育成	22
3	相談体制の充実	23
(1)	相談窓口の周知	23
(2)	調査・研究の実施	23
(3)	相談業務担当者等の資質向上	23
(4)	連携の強化	23
4	連携・協力体制	23
(1)	国・県との連携	23
(2)	近隣市町との連携	23
V	計画の推進【実現のために】	24
1	目標の達成	24
2	推進体制	24
3	目標年次等	24
—	資料	—
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	25
	世界人権宣言（抜粋）	27
	幸手市人権施策推進本部設置規程	28

## I 指針の改定にあたって

人権を尊重する社会の実現のために

本市では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下、「人権教育・啓発推進法」という。）の基本理念に基づき取り組むべき人権教育・啓発の基本的な方向性をまとめた「幸手市人権推進指針」を平成17（2005）年7月に策定し、平成22（2010）年3月及び平成28年（2016）年3月に改正を行い、これまで各施策を実施してきました。

しかし、私たちの身の回りには、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、部落差別、性的マイノリティ等の人権にかかわる深刻かつ重大な問題が依然として存在しています。また、インターネット上の誹謗中傷、SNS上でのいじめなど、人権問題は複雑・多様化しています。

こうした人権問題に適切に対応するとともに、「第6次幸手市総合振興計画」に掲げる「だれもが差別を受けることのない暮らしやすい社会を実現すること」を目指し、本指針を改定し、様々な人権問題の解決に向けて取組を推進していきます。

## II 人権教育・啓発についての基本的な考え方

### 1 指針策定の背景

#### (1) 国際社会の動き

昭和20（1945）年に国際連合（以下、「国連」という。）が結成され、昭和23（1948年）には、人権の確立を通じて平和な世界を築くために「世界人権宣言」が採択されました。この宣言の第1条では「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」と規定しています。この理念の実現に向けて、国連では、各国に人権確立への取組を呼びかけてきました。

平成27（2015）年9月には「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。

これは、先進国と発展途上国が共に取り組むべき国際社会共通の17の目標であり、その前文には「誰一人取り残さない」「すべての人々の人権を実現する」とし、人権尊重を柱の一つとしています。

#### (2) 国の動き

国内では、昭和22（1947）年に施行された日本国憲法において、基本的人権の尊重を三大原則の一つとして掲げ、様々な人権に関する取組が行われてきました。

平成12（2000）年「人権教育・啓発推進法」が施行され、人権教育及び啓発の推進は、国及び地方公共団体の責務であると規定されました。これに基づき、

平成14（2002）年3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

その後、平成28（2016）年には「人権三法」と呼ばれる「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）、「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下、「部落差別解消推進法」という。）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されるなど、個別の人権課題ごとの法整備が進められています。

### （3）埼玉県の動き

埼玉県では、平成14（2002）年3月に「埼玉県人権施策推進指針」を策定し、平成24（2012）年3月の改定を経て、令和4（2022）年3月には「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会を実現する」ことを基本理念とした「埼玉県人権施策推進指針（第2次改定）」を策定しました。また、同年、「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」及び「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」を施行し、取組を進めています。

### （4）幸手市の動き

本市では、「人権教育・啓発推進法」の基本理念に基づき、平成17（2005）年7月に、「幸手市人権施策推進指針」を策定し、指針に位置づけられた施策を効果的に実施するため、「幸手市人権施策実施計画」を策定し、各施策を推進してきました。

「幸手市人権施策推進指針」の策定後、9年が経過し、社会情勢の変化に伴う新たな人権課題に対応するため、「幸手市人権施策推進指針」（以下、本指針という。）を改定し、「だれもが差別を受けることのない暮らしやすい社会」の実現に向け、人権尊重の視点に立った施策を推進していきます。

## 2 基本理念

人権とは、すべての人間が生まれながらにして持っている権利で、人間が人間らしく生きていくための、だれからも侵されることのない基本的な権利です。

本指針では、「だれもが差別を受けることのない暮らしやすい社会を実現すること」を基本理念とし、人権教育・啓発に取り組みます。

## 3 趣旨

本指針は、平成12（2000）年12月に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」や国の「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、「幸手市総合振興計画」との整合性を図りながら、以下の事項を踏まえ、本市における人権教育・啓発に関する施策の方向性を示します。

○ 人権尊重意識の育成

人権教育・啓発は、単に人権についての知識を提供するだけでなく、同時に人権尊重の社会を築くためのスキル（技術・技能）を伝え、市民の人権尊重の意識を育むものでなくてはなりません。

○ 日常生活の中での実践

人権問題は、普段の生活の中にある問題であり、決して特定の人の特定の問題ではありません。人権について、市民が主体的に学び、その成果が生活のあらゆる面で実践されることが「人権文化」の構築につながります。

○ 各種団体の主体的な取組

市内の民間事業所や各種団体においても、本指針の趣旨を踏まえ、人権教育・啓発の取組を主体的に推進できるよう、積極的に働きかける必要があります。

○ 全庁をあげての総合的な取組

市行政におけるあらゆる施策の実施にあたっては、本指針の基本理念に基づき、幸手市人権施策推進本部を中心に全庁をあげて人権教育・啓発を総合的に推進します。

#### 4 人権教育

人権教育とは、「人権教育・啓発推進法」第2条前段に、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と定義されています。

学校教育においては、様々な人権問題に対して、児童・生徒の正しい認識と理解を深め、人権尊重の精神を育成し、一人ひとりの人権を大切にすることを推進するとともに、いじめや差別をなくしていくことのできる児童・生徒の育成に努めます。

また、社会教育においては、様々な人権に関する研修会や講演会など、家庭、地域、企業・事業者等、あらゆる場を通じて、広く市民に人権尊重の精神を培うことができるよう人権教育の推進を図ります。

#### 5 人権啓発

人権啓発とは、「人権教育・啓発推進法」第2条後段に、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」と定義されています。

様々な人権問題の正しい認識と理解や人権尊重の精神を培うことができるよう、あらゆる場を通じて広く市民に対する啓発活動の積極的な推進を図ります。

### Ⅲ 現状と今後の取組の方向性

人権問題は社会の中で現実に行っている問題であり、家庭、学校、地域、職場等のあらゆる場における、あらゆる社会関係において生じる具体的な問題です。人権教育・啓発を抽象的なものに終わらせないためには、私たちの身のまわりの具体的な人権問題の現状を把握していなければなりません。

ここでは、人権問題についての議論を深める手がかりとして、本市における重要課題の現状と今後の取組という観点から述べます。人権教育・啓発を進めるに当たっては、各課題に対する正しい理解と認識を深め、解決につなげていくことが大切です。

#### 1 女性

##### 【現状】

女性の人権については、それを取り巻く様々な問題があり、日本国憲法の「個人の尊重」及び「男女平等」の理念を軸とし、昭和51（1976）年から昭和60（1985）年までの「国際婦人の十年」からはじまる国際的な取組の中で、国内・県内においても女性に対する差別の撤廃と女性の地位向上が図られてきました。

その結果、法制上の不平等は解消されてきましたが、社会全体に長年にわたり形成されてきた固定的な性別役割分担意識や、それに基づく社会慣行が未だに残っています。

国は、平成11（1999）年に男女がお互いの人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、個性と能力を十分発揮することができる男女共同参画社会の実現を総合的、計画的に推進するため、「男女共同参画社会基本法」を制定しました。さらに、平成13（2001）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下、「DV防止法」という。）、平成27（2015）年には、女性が仕事を通して個性と能力を十分に発揮できることを目的とする「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）を制定し、男女共同参画社会の実現に向けて積極的に推進しています。

埼玉県は、国の動向を受け、全国に先駆けて、平成12（2000）年に「埼玉県男女共同参画推進条例」を制定し、条例に基づき「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」を策定しました。また、「DV防止法」に基づき「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定し、市町村におけるDV被害者への相談・支援の充実や、DV防止対策の推進を図っています。

本市は、男女が互いを認め合い、共にいきいきと個性と能力を発揮し、自らの意思によりあらゆる分野に参画できる社会の実現に向けて、平成29（2017）年に「幸手市男女共同参画を推進する条例」を制定し、令和3（2021）年3月には、「第5次幸手市男女共同参画プラン」を策定し、「全ての男女の人権が尊重され、個人としての能力を発揮して自主的に行動できる」を目標に定め、市民や事業者との協働のもと取組を進めています。

## 【今後の取組】

社会のあらゆる分野で性別を問わず参画する機会が保障され、男女が共に責任を分かち合い、誰もが自分らしく活躍していきいきとした生活を送ることができる男女共同参画社会を実現するため、次の視点に立った人権教育・啓発を推進します。

### ○ 男女平等の意識づくりと多様性への理解

男女が共にいきいきと個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現のためには、個人の人権が尊重されるとともに、多様な生き方が尊重され、誰もが差別を受けることなく平等に暮らせるようにすることが重要です。

従来の固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれることなく、お互いの人権の意識や重要性を認識することができるよう、あらゆる機会や場面で、男女平等の意識づくりと多様性への理解促進の取組を進めます。

### ○ あらゆる分野への男女共同参画の推進

男女が共に認め合い、責任を担い合う豊かな社会を築くため、家庭や地域、職場、政策決定過程など、あらゆる分野への男女共同参画を進めます。

### ○ 仕事と家庭の両立支援の推進

少子高齢化の進行とともに、多様な世帯構成やライフスタイルが顕在化しています。そのような中、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進が図られていますが、依然として男性中心の労働慣行が残っており、長時間労働が課題となっています。

家庭における子育てや介護への対応も含め、多様で柔軟な働き方を社会全体で支援できるよう、誰もが働きやすい環境づくりを進めます。

### ○ 生活上の困難に対する支援

生活や社会環境の変化により、生活上の困難を抱える人が多くなっていますが、特に、女性は出産・育児による就業の中断や、高齢期の単身生活の長期化などにより、貧困など生活上の困難を抱えやすい傾向があります。

生活上の様々な困難に加え、女性であることでさらに困難を抱える方が安心して生活できるよう、相談や支援の充実を図ります。

### ○ 性別による暴力に対する相談、支援体制の充実

性別による暴力の根絶と被害者の安全確保と自立のため、関係機関と連携を図り、相談支援体制の充実を図ります。

## 2 こども

### 【現状】

近年、少子化や核家族化の進行、共働き世帯の増加などにより、こどもと家庭を取り巻く環境は大きく変化してきています。

また、子育てに関する孤立化や、学校におけるいじめや不登校の児童・生徒の増加、家庭におけるこどもの虐待など、こどもの人権に関する様々な問題が顕在化してきています。

このような中で、本市は、令和7（2025）年3月に「幸手市こども計画」を策定し、「こども・家庭・地域が、あたたかさにふれながら、互いに育ちあうまち」を基本理念に、こどもの最善の利益を第一に掲げ、施策を推進しています。

### 【今後の取組】

「幸手市こども計画」との整合を図り、次の視点に立った人権教育・啓発を推進します。

#### ○ こども・若者の権利が尊重される社会環境づくり

こども基本法やこどもの権利条約については、十分に地域の中に浸透していないため、家庭や地域、学校でこどもや若者の権利に関する意識の啓発を図ります。

#### ○ こども・若者・親の健康づくり

近年、こども・若者のこころの健康は大切なテーマとなっており、自他の命を大切にできる教育やSOSの出し方に関する教育、様々な悩みや困難を身近な人に相談できる体制づくり、こころの健康についての啓発活動の充実に努めます。

また、各種検診などの保健事業や運動、食育、小児医療体制の整備など、妊娠から出産、育児に至る切れ目のない支援の充実に努め、安心してこどもを生み育てられる環境づくりを推進します。

#### ○ 地域子育て支援の充実

こども家庭センターを中心とした相談体制の充実や情報提供体制の拡充、子育て支援センター、児童館、図書館での交流活動など、多様な機会と内容の支援を充実します。

#### ○ 児童虐待を防止する体制づくりの推進

こどもや若者に対する虐待は、人権を侵害するとともに、心身の発達や人格形成にも重大な影響を及ぼすことから、妊娠から出産・育児にわたる支援や、こどもの権利条約の理解などの人権教育、「要保護児童対策地域協議会」によるハイリスクケースへの積極的な対応、必要な家庭への支援など、関係機関が連携した対応の強化を図ります。

- ヤングケアラー、不登校等のこども・若者の支援  
ヤングケアラーや性的マイノリティ、不登校、ひきこもりなど、人知れず悩みや困難を抱えているこどもや若者が少なからず存在しており、早期発見に努め、関係機関等と連携を図り、教育や生活に関する適切な支援へつなげていきます。
- 貧困状況にあるこどもへの支援  
学習支援や生活支援、保護者の就労支援、経済的支援など、貧困の連鎖を断ち切る視点からの多様な支援を推進します。

### 3 高齢者

#### 【現状】

現在、我が国における高齢化は、世界に類をみないスピードで進行しており、令和22（2040）年には、団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、今後さらなる高齢化が進行することが見込まれています。また、社会構造や世帯構成の変化に伴い、高齢者ひとり世帯や高齢者のみの世帯が増加しています。そこで、介護が必要となっても、できる限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるよう、高齢者本人の現状や高齢者を取り巻く地域の実情、特性を反映させ、本市にふさわしい高齢者福祉サービスの提供が求められています。

また、高齢者は加齢とともに認知症を発症する可能性が高くなりますが、「高齢者の尊厳の保持」を基本に、早期の診断・対応から始まる「継続的な地域支援体制」の整備、虐待防止のための「権利擁護システム」の充実が望まれています。

本市は、令和6（2024）年3月に「幸手市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定し、「一人ひとりが手を取り支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らせるまち 幸手」を基本理念に施策を推進しています。

#### 【今後の取組】

「幸手市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」との整合を図り、次の視点に立った人権教育・啓発を推進します。

- 地域で共に支え合う地域づくり  
生きがいのある生活を維持することができるよう、多くの高齢者が住み慣れた地域で様々な分野で活躍できる体制づくりを支援します。  
虐待の防止や早期発見のため、地域の見守りネットワークの拡大を進めます。
- 介護予防・健康づくりの推進  
高齢者が自らの健康維持・増進を心がけ、健康づくりに積極的に参加できるよう支援します。また、介護予防を充実・強化し、市民一人ひとりの健康・介護予防に

対する意識を高める環境づくりを進め、要支援・要介護化（重度化）の防止に努めます。

○ 安心できる生活の基盤づくり

安心して自分らしく暮らすことができる地域社会を目指し、災害や感染症、防犯、消費生活及び交通安全などの対策を推進します。また、高齢者の自立生活を支えるため、きめ細かなサービスの充実を図ります。

○ 介護・福祉サービスの充実

介護保険サービスなどの公的サービスだけでなく、地域のボランティアなど多様な主体によるサービス提供を支援し、高齢者が心身の状況に応じて、日常生活の支援を利用しやすい環境づくりを進めます。

○ 在宅医療・介護連携の推進

住み慣れた地域で自分らしい人生を最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、医療機関と介護サービス事業者などの連携を推進します。

○ 介護保険制度の円滑な推進

要支援・要介護認定者の増加等に伴うサービス需要に対応できるよう、介護サービス基盤の整備を進めます。

また、高齢者やその家族等が正しい情報を得られ、一人ひとりに合ったきめ細かいサービスを利用できるよう、分かりやすい情報提供に努めます。

## 4 障がいのある人

### 【現状】

近年、本市においても都市化、少子高齢化、小家族化が進み、家族や地域のあり方が大きく変化しています。以前に比べ、人々の相互のつながりが希薄化し、互助機能が弱体化するなど、地域社会が変貌しつつあります。

このことから、社会支援を必要とする障がいのある人にとっても、生活への不安、困難やストレス等が増大しており、より充実した福祉サービスの提供を図るとともに、差別意識や偏見をなくすため、障がい及び障がいのある人に対する正しい理解を社会全体に浸透させていくことが重要です。このため、本市の障がい者福祉は、障がいのある人の自立と社会参加を基本理念とする「障害者基本法」、必要な障がい福祉サービスなどの支援を行う「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び障がいのある人に対する不当な差別的取扱いの禁止などを定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、各種の施策を推進する必要があります。そこで、本市は、「幸手市障がい者基本計画・幸手市障がい福祉計画・幸手

市障がい児福祉計画」を策定し、「自立し、社会参加をし、安心して暮らせる共生社会の実現」を目指して施策を推進しています。

#### 【今後の取組】

「幸手市障がい者基本計画・幸手市障がい福祉計画・幸手市障がい児福祉計画」との整合を図り、次の視点に立った人権教育・啓発を推進します。

#### ○ 地域における支え合い活動の推進

だれもが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、福祉意識の啓発や福祉活動への参加を促し、支えあいの社会づくりを推進します。

障害者基本法等の趣旨を踏まえ、障がいを理由とする差別の解消や、合理的配慮の提供、障がいのある人の虐待防止に努めるとともに、意思を伝える能力が十分でない人の権利擁護を進めます。

#### ○ 地域生活の支援

障がいのある人とその家族が身近なところで相談やサービスが受けられるよう、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の確立に努めます。

計画的に障がい福祉サービス等の提供体制を整備するとともに、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、地域生活支援体制の基盤として、地域生活支援拠点等の整備を図ります。

#### ○ 社会参加・活動への支援

一人ひとりの働く意欲を尊重した就労の支援と就労機会の確保に努めます。

様々な障がいにあわせたコミュニケーション手段を確保し、社会活動への参加を支援するとともに、文化・スポーツレクリエーション活動に対する支援や生涯学習の機会の充実を図ります。

#### ○ 安心できる保健、医療の充実

障がいのある人が地域で適切な保健・医療サービスを受けることができるよう、早期発見から自立のためのリハビリテーションに至るまで、一貫した保健・医療体制の整備に努めます。

障がいのある人が地域で自立した生活を送れるよう、障がい特性に応じた支援の充実と保健、医療、福祉等の関係機関の連携を図ります。

#### ○ 障がいのある子どもとその家庭への支援

障がいのある子どもたちが、地域の中で自分らしく生きていくことができるよう、障がいの特性や状況に応じた保育・教育体制を整備します。

障がいのある子どもたちやその家族、学校に対する相談支援体制の充実を図り、

個々の状況に応じた教育環境づくりを進めます。

障がいのあるこどもたちが、学校や家庭で豊かな生活を送れるよう、福祉、教育等の関係機関が連携し適切な支援を行います。

#### ○ 人にやさしいまちづくりの推進

だれもが快適な生活を送れるよう人にやさしいまちづくりを推進し、障がいの特性に配慮した住環境、都市施設、公共・公益施設の整備・改善に努め、生活圏拡大のための移動手段を確保し、障がいのある人の社会活動を支援します。

障がいのある人が安心して生活を送ることができるよう、防犯・防災体制の充実を図ります。

## 5 部落差別

### 【現状】

部落差別は、憲法によって保障されている基本的人権にかかわる重大な問題であり、その早急な解消は行政の責務であると同時に国民的課題でもあります。

部落差別については、昭和44（1969）年の「同和対策事業特別措置法」施行以来、実態的差別と心理的差別の解消のための総合的な施策を実施した結果、生活環境については相当程度改善が進み、様々な面での格差の是正や差別意識の解消についても相当の効果を収めてきました。

しかし、いまだに各地で発生している差別事件からも明らかなように、今なお、差別意識や偏見が社会の中に根強く残っており、心理的差別にかかわる問題の発生が依然として後を絶たない状況です。

近年では、インターネット上に悪質な書き込みや同和地区の所在地情報を拡散するなどの問題も発生しています。

このような状況から、平成28（2016）年に「部落差別の解消の推進に関する法律」が、令和4（2022）年7月には「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行され、部落差別の解消に向けた法令等が整備されました。

今後においても、部落差別を重要な人権課題の一つとしてとらえ、これまでの人権教育・啓発活動によって積み上げられてきた実績を踏まえ、すべての市民の正しい認識と理解が深まるよう、引き続き教育・啓発活動を積極的に推進し、部落差別の解消を目指していくことが必要です。

### 【今後の取組】

部落差別の解消にあたっては、市民一人ひとりの理解と協力が必要です。部落差別の早急な解消は、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づき、行政の責務として、部落差別の解消に向け積極的に取り組まなければなりません。本市は、次の視点に立った人権教育・啓発を推進します。

- 部落差別解消に向けた人権教育の推進
 

すべての教職員が、部落差別に対する正しい理解と認識を深め、学校の教育活動全体を通じて、基本的人権を尊重する精神を培い、個人の尊厳を重んじ、人と人との間に存在する偏見や差別をなくす教育を推進します。
- 啓発活動の推進
 

すべての市民が、部落差別の早急な解消を図ることを国民的課題として認識し、生活の中に残っている様々な偏見や差別をなくすため、市民一人ひとりが人権感覚を磨き、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすための啓発活動を推進します。
- 人権侵犯事件に関する対応
 

部落差別を理由とする結婚や就職などにおける差別事案、差別落書き、インターネットを利用した差別情報の掲示などの人権侵犯事件に対しては、国や県、関係機関等と連携し、適切・迅速な解決に努めます。
- 環境整備の充実
 

生活環境の基盤整備は相当程度改善が進みましたが、残された環境整備に取り組みます。
- 地区内外の交流の促進
 

しょうぶ会館や教育集会所を地域住民の交流の場として位置付け、人権尊重のまちづくりの拠点として活性化を図ります。
- えせ同和行為の排除
 

えせ同和行為は、これまで実施してきた部落差別の解消に向けた教育・啓発の効果を一挙に覆し、部落差別に対する誤った認識を植え付けるとともに、部落差別の解消を阻害する大きな要因となっています。そのため本市は、広報紙やホームページ、パンフレットを活用するなど、えせ同和行為の排除に向けた啓発活動に取り組みます。

## 6 アイヌの人々

### 【現状】

アイヌの人々の人権に関しては、アイヌ民族としての誇りが尊重される社会の実現を図るため、平成9（1997）年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が制定されました。

また、平成19（2007）年に「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が国連総会で採択されたことを受け、平成20（2008）年衆議院・参議院において「ア

イヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が全会一致で採択されました。

さらに、令和元（2019）年には、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されました。

しかし、現在もおお差別や偏見が残っており、アイヌの人々に対する正しい理解と認識を深めるとともに、差別や偏見の解消を目指して、啓発活動を推進する必要があります。

#### 【今後の取組】

アイヌの人々に関する歴史や伝統、文化などについての理解不足により生じる偏見や差別をなくすため、アイヌ文化等に対する正しい理解を促進し、アイヌの人々の人権と文化が尊重されるよう、次の視点に立った人権教育・啓発を推進します。

#### ○ アイヌの人々に関する学習の推進

アイヌの人々に関する歴史や伝統文化などに関する知識を正しく学習する機会を設け、アイヌの人々の人権と文化を尊重する心を育てます。また、アイヌの人々に対する正しい理解と認識を深めるため、啓発・普及に努めます。

## 7 外国人

#### 【現状】

今後ますます国際化が進むことが予想される状況の中で、外国人のもつ文化、宗教、生活習慣等に対して寛容な態度をもち、その多様性を受け入れ、共に生きる社会の構築に寄与することが、国際社会の一員として望まれています。

現在、本市には、52か国1,653人の外国籍市民（令和7年4月1日現在）が住んでおり、国際化が進んでいます。そこで、国際化に対応できる人づくり・環境づくりが求められています。

しかし、社会における外国人に対する偏見や差別意識は、就労差別や特定の民族、国籍の人々を排斥するために差別的言動をするヘイトスピーチなど依然として根強いものがあります。今後は、外国籍市民と日本人市民がお互いを尊重しながら、共に生きる社会の実現に向けての人権教育や国際理解教育に取り組むことが必要です。

#### 【今後の取組】

現在、本格的な国際化時代に伴い、地域社会を真に国際的に開かれたものとしていくためには、市民が異なる多様な文化と出会い、相互交流の中でお互いの価値観や人権を尊重する意識・感覚をより一層深めていくことが大切です。

また、小・中学校においても国際化の著しい進展を踏まえ、広い視野をもち、異文

化を尊重する態度や異なる習慣・文化をもった人々と共に生きていく多文化共生教育をはじめ、外国語教育や国際理解教育を推進していく必要があります。

今後は、これまで以上に国際化に対応した様々な事業に取り組むとともに、人権思想の確立を図るため、次の視点に立った人権教育・啓発を推進します。

- 市民等に対する人権啓発の推進  
外国人に対する差別や偏見を解消するため、市民、事業者、団体などに対する人権啓発を推進します。
- 国際交流による外国人の文化・習慣の正しい理解と地域社会づくり  
国際交流活動を積極的に支援し、市民が豊かな国際感覚を育むことができるよう国際理解を深める機会の提供を図ります。
- 学校教育における国際理解教育の充実  
日本語指導員やA L T（外国語指導助手）を配置し、小学校外国語活動や中学校英語学習の充実を図るとともに、小中学校の国際理解教育の充実を図ります。
- 外国人が暮らしやすい環境づくり  
外国人にも暮らしやすい環境をつくるため、日本語教室の開催、外国語併記の案内板や生活ガイドブック等の整備を推進するとともに、相談・支援体制の充実を図ります。

## 8 感染症患者等

### 【現状】

H I V感染症やエイズ、ハンセン病、新型コロナウイルス等の感染症では、正しい知識や理解の不足から、感染者や患者だけでなく、家族までもが差別されることがあります。平成10（1998）年にH I V感染者だけでなく、ハンセン病患者を含めた感染症患者等の人権を尊重した対策の総合的な推進を目的として「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が制定されましたが、現在も感染の不安や誤解により偏見が生じるので、感染者やその家族、医療従事者等に対して差別的な対応などの人権侵害が発生しています。

また、新型コロナウイルス感染症については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、感染者や感染者対策に携わった人々の人権に配慮することを定めています。

感染症や感染症患者等に対する正しい知識と理解の不足から差別や偏見などの人権侵害が起こることのないよう、広報紙やパンフレットの配布、ホームページへの掲載を通じた情報の提供、理解と認識を深めるための人権教育・啓発が必要です。

### 【今後の取組】

感染者や患者が病気を理由に不当な差別を受けることなく、人権とプライバシーが守られ、地域社会の中で安心していきいきと生活できるよう、次の視点に立った人権教育・啓発を推進します。

#### ○ 感染症患者等に関する啓発の推進

H I V感染者やエイズ患者及びハンセン病、新型コロナウイルス感染症等の感染者に対する正しい認識と理解を深めるため、啓発・普及に努めます。

#### ○ 不当な扱いを受けることのないような社会意識の高揚

感染者や患者、その家族が、不当な扱いを受けないような地域社会をつくるとともに、雇用の場において感染症を理由とする不当な解雇等が生じないよう社会意識の高揚に努めます。

#### ○ 感染症等の相談支援体制の充実

感染者や患者、その家族が安心して生活できるよう保健所等の関係機関と連携し、相談支援体制の充実に努めます。

## 9 刑を終えて出所した人

### 【現状】

刑を終えて出所した人に対する差別や偏見は、未だ根強い状況にあります。

犯罪や非行の原因には、本人だけでなく、家庭、職場、学校など地域環境などにも多くの要因があり、これらが相互に絡み合っているため、刑を終えた人の社会復帰には、行政だけでなく各般にわたる総合的な施策と市民全体の幅広い不断の努力が必要です。特に、対人関係の希薄化などが指摘される今日にあっては、家庭、職場、学校、地域など周囲の人々の理解と協力を得ながら、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発活動を推進する必要があります。

### 【今後の取組】

刑を終えて出所した人も地域に戻り、その一員として生活していくこととなります。その円滑な社会復帰と再犯の防止を図るためには、本人の強い更生意欲と、家庭や職場、学校、地域などの周囲の人々の理解と協力が不可欠であることから、令和4（2022）年を始期とする「幸手市再犯防止推進計画」に基づき、次の視点に立った人権教育・啓発を推進します。

#### ○ 「社会を明るくする運動」の推進

犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の立ち直りについて、市民の理解を深め、犯罪や非行の防止を目的とする全国的な運動である「社会を明るくする運動」の

取組を推進します。

○ 更生保護団体や関係機関との連携強化、支援の充実

保護司会、更生保護女性会等の更生保護団体や保護観察所等の関係機関との連携を密にするとともに、活動の周知等の様々な面での支援を行うことで、地域全体で社会復帰を目指す人を支える環境づくりを推進します。

## 10 犯罪被害者やその家族

### 【現状】

犯罪被害者やその家族については、身体を傷つけられる、家族の大切な生命を奪われるなどの犯罪による直接的な被害のみならず、事件にあった後遺症やメディアによる過剰取材、周囲の人々の心無いうわさ、中傷、偏見などによる精神的負担や失業、転職、働き手を失うことなどによる経済的負担を受けるなど、犯罪後に生じる「二次的被害」にも苦しめられています。

平成17（2005）年、犯罪被害者等の施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に「犯罪被害者等基本法」が施行され、同年12月には、この法律に基づき、国が総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱を定めた「犯罪被害者等基本計画」が策定されました。そして、毎年11月25日から12月1日までを「犯罪被害者週間」として、犯罪被害者等に関する国民の理解を深めるための事業を実施しています。

本市では、令和5（2023）年3月に「幸手市犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被害者等を支援するために必要な体制の整備や理解促進に努めているところです。

今後も行政・民間支援団体等が被害者支援に取り組み、被害者等の人権の保障を図るとともに、市民一人ひとりが犯罪の被害にあった人の置かれている状況を理解し、支援を進めていくことが必要です。

### 【今後の取組】

本市の犯罪被害者やその家族に対する支援体制については、国や県、関係団体等と連携し、相談・支援体制の強化に努めます。

○ 支援のための体制整備への取組

支援体制の更なる充実強化、民間支援団体をはじめとする支援関係機関・団体との連携強化を図ります。相談窓口を明確にし、早期に情報提供及び助言を行い、必要により適切な支援関係機関に速やかにつなげるための相談・情報提供体制の充実を図ります。

犯罪被害者等の置かれている現状の理解や心身の健康を回復させるための方法等に関する専門的知識と技能向上のための研修体制の充実や人材の育成を行います。

○ 市民の理解の増進と配慮・協力確保への取組

広報活動及び啓発活動を通じ、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉や平穏への配慮の重要性について、市民及び事業者の理解の深化を図ります。

## 1.1 インターネットによる人権侵害

### 【現状】

情報通信技術の進展は、私たちの生活や産業に大きな変化をもたらしています。インターネットの普及に伴い、情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性が大きく向上し、生活は便利になりましたが、一方で情報発信の匿名性を悪用して、個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、差別を助長する情報の掲載等、人権にかかわる新たな問題が生じています。

また、子どもや青少年がソーシャルメディアを利用することによって、性被害や違法薬物などの犯罪被害にあうケースが増加しています。さらに、部落差別や性的マイノリティなどに関する差別的な書き込み等も深刻な問題となっています。

このような状況から、平成14（2002）年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」が施行され、インターネットや携帯電話の掲示板における権利侵害に対し、侵害情報を削除する措置を管理者等に促し、被害者の救済が図られることになりました。

平成20（2008）年には「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」、平成26（2014）年には「私事性的画像記録の提供などによる被害の防止に関する法律」が制定されました。

しかしながら、インターネットによる人権侵害は依然として増加傾向にあり、SNSで悪質な誹謗中傷や差別を助長する書き込みをされた被害者が自殺に追い込まれる事件が発生するなど、ますます深刻化しています。

このことを受け、権利の侵害が認められた書き込みの削除手続きの迅速化と削除基準やプロセスの透明化を図るため、「プロバイダ責任制限法」が改正され、令和7（2025）年4月に「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（以下、「情報流通プラットフォーム対処法」という。）が施行されました。この法律では、大規模プラットフォーム事業者に対し、一定期間内の削除申出への対応や削除基準の策定・公表を義務付けるなどの規制が新たに設けられました。

インターネットを利用する一人ひとりが、インターネットが公共空間であることを認識し、情報の収集や発信における個人の責任や情報モラルを身に付けられるよう、学校や地域において人権教育・啓発を推進していく必要があります。

### 【今後の取組】

インターネットを悪用することなく、人権を尊重した正しい使用についての教育・

啓発を推進します。また、人権を侵害する恐れのある書き込み等については、関係機関と協力して適切に対応します。

○ 啓発の推進

インターネットの便利さに潜む危険性と人権を侵害するような情報掲載をしないよう、教育・啓発に努めます。

○ 人権侵害問題への対応

インターネット上に差別の助長や名誉のき損、プライバシーを侵害する書き込み等を確認した際は、「情報流通プラットフォーム対処法」に基づき、国や県、関係団体等との連携を図り、被害者の救済に向け、適切に対応します。

## 1.2 北朝鮮当局による拉致問題

### 【現状】

北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）当局による日本人拉致問題は、国家主権に関わる重大な人権侵害です。

平成14（2002）年9月に行われた日朝首脳会談において、北朝鮮は拉致について国家的関与を認めて謝罪し、平成16（2004）年までに政府が認定した17人の拉致被害者のうち5人とその家族8人の帰国が実現しました。その後、日朝間の協議は断続的に行われてきましたが、残る被害者の安否に関する納得のいく説明は未だありません。

平成18（2006）年6月、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権問題への対処に関する法律」が施行され、拉致問題に関する啓発について、国及び地方公共団体の責務等が定められました。拉致問題の解決には、国民世論及び国際世論の後押しが必要との観点から、国民の認識を深め、国際社会の理解を求める情報を発信することが重要です。

そのため、同法は、毎年12月10日から16日を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、全国的に拉致問題に関する啓発活動の実施に努めることとしています。

### 【今後の取組】

北朝鮮による拉致は、決して許されない犯罪行為であり、重大な人権侵害です。拉致被害者が1日も早く帰国できるよう、この問題への認識を深める必要があります。

そのため、北朝鮮人権侵害問題啓発週間をはじめとするあらゆる機会において、この問題に対する市民の関心と認識を深めるための啓発を推進します。

### 1.3 性的マイノリティ

#### 【現状】

性には複数の要素があり、その組み合わせによって様々な性のあり方が形づくられています。性的指向の対象が異性だけではない方や性自認が出生時と異なる方などを性的マイノリティ（LGBTQ+）といいます。

性的指向とはどの性別を恋愛対象とするかを示す概念で、性自認とは自分をどんな性別だと思えるかを示す概念ですが、これらが典型的とされているパターンでない場合、当事者は差別や偏見により精神的苦痛を受けることがあります。

国内では各自治体の取組やマスコミの報道等により、性の多様性について次第に認知されつつあるものの、性的マイノリティの正しい理解や認識が依然として進んでいない現状があり、性の多様性に関する理解の促進を図る必要があります。

埼玉県は、令和4（2022）年7月に「性の多様性を尊重した社会づくり条例」を制定し、性的指向や性自認を理由とする不当な差別的取り扱いを禁止し、理解増進に向けて県民や事業者に対する啓発や研修を推進しています。

本市では、市職員が多様な性に関する正しい知識や理解を深めて状況に応じた適切な行動をとれるよう、令和5（2023）年3月に「多様な性に関する職員ハンドブック」を作成しました。また、性的マイノリティの生きづらさの軽減を図るため、令和5（2023）年4月から「幸手市パートナーシップ宣誓制度」を開始しています。

#### 【今後の取組】

性的マイノリティの精神的な負担や生きづらさの軽減を図り、社会全体において性の多様性が尊重されるよう、啓発を推進します。

#### ○ 社会生活上の生きづらさの軽減に対する支援

性的マイノリティの当事者は身近にいますが、多くの当事者は周囲の反応に対する不安から自分の立場を言えず、学校や職場などの社会生活で困難を抱えることがあります。当事者が安心して生活できるよう、相談や支援の窓口の周知啓発を図ります。

#### ○ 市民や事業者への啓発

性的マイノリティの当事者は身近にいる、ということを理解し、無意識に差別や偏見を抱いたり、アウティングをしたりすることがないように、また、多様な性のあり方に配慮した言動をとれるよう、市民や事業者への意識啓発を図ります。

### 1.4 その他の人権問題

#### 【現状】

前述の他にも、次にあげるような人権問題が存在します。

今後、新たに生じる人権問題等についても、それぞれの問題の状況に応じた取組が

必要となってきます。

### (1) ホームレス

自立の意思がありながら、やむを得ない事情でホームレスとなり、路上生活を続けている方に対する嫌がらせや暴行などの問題が生じています。

平成14(2002)年に、ホームレスの自立支援やホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国と地方公共団体の果たすべき責務を定めた「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行されました。今後も、ホームレスに対する偏見や差別の解消を目指して、啓発活動に取り組む必要があります。

### (2) 人身取引(性的サービスや労働の強要等)

人身取引は、「トラフィッキング」とも言われ、国際的な犯罪組織が暴力、脅迫、誘拐、詐欺などの強制的な手段により、女性や子どもといった弱い立場にある人々を別の国や場所に移動させ、売春や強制的な労働をさせて搾取することをいいます。

人身取引は、被害者に深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらす重大な人権侵害であり、人道的な観点から迅速な被害者の保護が求められます。

### (3) 災害時における人権

平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故は、多くの尊い人命を奪い、被災地域の人々の暮らしを一変させ、理不尽な苦しみをもたらしました。

この災害では、被害を受けた人々が根拠のない思い込みによる偏見を受け、ホテルでの宿泊を拒否されたり、子どもが避難先の学校でいじめられたりする等の人権問題が発生しています。

災害時には、不確かな情報に惑わされず、「相手の立場に立って考える」、「相手の気持ちを想像する」姿勢を持ち、被災者の人権をいかに確保していくかが重要になります。

災害時こそ、すべての人の人権が適切に守られるよう、人権の配慮について、関心と認識を深めることが必要です。

### (4) ゲノム情報(遺伝情報)に関する差別

「良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律」により、今後、ゲノム医療が普及し、ゲノム情報の活用が拡大されていくことが見込まれます。その中でゲノム情報(遺伝情報)に関する知識や理解の不足から、日常生活や、就職、保険の加入等の社会生活の様々な場面で、不当な差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生するおそれがあります。ゲノム情報(遺伝情報)に関する正しい知識に基づいて冷静に判

断することが重要であるとの理解を深めていくことが必要です。

【今後の取組】

人間は誰もが健康で幸せに暮らしたいと願っています。すべての人の個人としての尊厳が守られ、基本的人権が尊重されるよう、すべての人があらゆる場での出来事や行動を通して、人権問題を自らの問題として考え行動することが必要です。

人権に関するその他の課題についても、偏見・差別を解消し、人権尊重意識の高揚のための人権教育・啓発を推進します。

## IV 人権教育・啓発の推進

### 1 あらゆる場での人権教育の推進

#### (1) 学校教育における人権教育

学校教育における人権教育については、児童生徒の発達段階に応じた体系的な指導が必要です。人権尊重の精神を育むために、豊かな心と道徳心を培い、人権問題を正しく理解し、日常生活において実践できるよう指導します。

児童生徒が自ら考え、学びの主体者として育ち、学校生活や日常生活での仲間づくりを通して、豊かな感性と生命・人権を尊重する心を育むとともに、自分らしく生きるための自己を確立し、互いの「違い」を認め合い、自身と他者を大切にする行動ができるよう育成します。

- 教育活動全体を通して、人権尊重にかかわる指導を進め、様々な人権問題について正しく理解、認識するための基礎が身につくように指導します。
- 友だちの喜びや悲しみに共感し、お互いの「違い」を認め合い、尊重する中で、学校や学級の様々な問題に対して、全員で考え、解決していくように指導します。
- インターネットの普及に伴う人権侵害に対し、適切に対応できるよう情報リテラシーなどの習得を推進します。

#### (2) 社会教育における人権教育

社会教育における人権教育については、地域の実情をふまえつつ、家庭や学校、職場等が連携した教育を推進するだけでなく、「学びたい」と思ったときに学べる環境を整えることが必要です。

そのために、公民館等の社会教育施設と連携し、幼児から高齢者まで、年齢層に合わせた講座や研修会を開催するなど、学習機会の提供を進めていきます。

また、幼児期から少年期における人権意識の形成においては、家庭教育の占める割合が大きいため、家庭の中での人権意識尊重の高まりを育むための支援を進めていきます。

- 家庭において、親子が共に人権問題について考えられるような学習機会の充実や情報の提供を図るとともに、子育てに悩み、不安を感じている保護者への相談体制の充実を図ります。
- 生涯学習の視点に立って、幅広い市民に対し人権問題についての理解の促進を図るため、学習機会の提供や交流事業の実施、教材の作成に取り組みます。
- 一方的な伝達型の教育内容ではなく、参加型や体験型の教育内容を取り入れるなど、指導方法の創意工夫を図ります。

- インターネットの普及に伴う人権侵害に対し、適切に対応できるよう情報リテラシーなどの習得を推進します。
- 地域における、人権教育指導者の養成及び資質の向上に取り組みます。

### (3) 行政における人権教育

市職員の人権意識の高揚を図り、人権問題を正しく理解し、それぞれの職務において適切な対応を行えるよう、研修の充実に取り組みます。

また、教職員の人権意識の高揚を図るため、初任者研修から管理職研修まで、階層別の研修の充実に取り組みます。

## 2 効果的な啓発活動の実施

女性、子ども、高齢者、障がいのある人、部落差別、外国人等、それぞれの分野で啓発活動を推進します。

### (1) 人権意識の普及・高揚

- あらゆる場を通じて市民全体の人権意識の高揚を図ります。
- あらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進していくため、リーフレットや人権作文集及び視聴覚教材等の人権啓発教材の充実に取り組みます。
- 人権意識の普及・高揚を図るため、街頭啓発、研修会、人権啓発イベントなどの人権教育・啓発の充実に取り組みます。
- 市民全体の人権意識の普及・高揚を図るため、「広報さって」等を活用した広報・啓発のより一層の充実に取り組みます。
- 人権の尊重にあたり、個人情報保護制度の適正な管理運用と職員研修の実施、市民への周知・啓発を行います。
- 企業に対しては、ハラスメントの防止、公正な採用選考等の人権啓発活動を推進します。

### (2) 指導的人材の育成

- 全ての職員が市民啓発の指導者としての自覚を持ち、必要な資質を養えるよう研修会の充実に努め、関係機関等が主催する各種講座等に職員を派遣し、指導者としての資質の向上を図ります。

- 教職員においては、推進役の管理職や人権教育主任等を対象にした研修会をより一層充実し、指導者としての資質の向上を図ります。
- 社会教育関係団体等、企業の代表、地域社会で指導的な立場の人を対象とした研修・啓発を行います。

### 3 相談体制の充実

近年は、女性に対する暴力や子ども、高齢者、障がいのある人への虐待、学校でのいじめやインターネットを介した人権侵害、日常生活のトラブルから生じる人権に関する問題など、相談件数の増加とともに相談内容が複雑・多様化していることから、相談体制の充実が求められています。

#### (1) 相談窓口の周知

人権問題に関して、気軽に相談できるような環境の充実を図ります。  
また、広報紙やホームページなど、各媒体を通じて広く市民に周知します。

#### (2) 調査・研究の実施

人権問題にかかる事例と解消のための対策について調査・研究を行います。

#### (3) 相談業務担当者等の資質向上

人権擁護委員をはじめ、窓口で相談業務にあたる担当職員の資質向上のために、相談業務に関する研修会などへ積極的に参加します。

#### (4) 連携の強化

本市が開設している相談窓口では対応が困難な相談事案については、国や県の相談・支援機関と連携・協力し対応します。

### 4 連携・協力体制

#### (1) 国・県との連携

人権教育・啓発が広域的かつ効果的な取組として展開されるよう、国、県の人権に関係するあらゆる部局と連携して推進します。

#### (2) 近隣市町との連携

人権教育・啓発を効果的に推進していくために、近隣市町と連携・協力を図りながら人権教育・啓発を推進します。

## V 計画の推進【実現のために】

### 1 目標の達成

本指針の基本理念に基づき、人権文化の構築により、真に差別のない、人権が尊重される社会が実現できることを目標とします。

### 2 推進体制

人権施策の推進にあたっては、全庁的な推進体制である「幸手市人権施策推進本部」において、各部局相互の連携のもと、人権施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。

また、近隣市町と連携を深め、人権教育・啓発の推進を図るように働きかけるとともに、積極的な支援に努めます。

さらに、人権に関する啓発・学習のための資料、学習機会、教材等の情報を体系化し、総合的な提供に努めます。

### 3 目標年次等

人権施策を推進するためには、持続的に取り組む必要があることから、令和5（2023）年度から5年間を見通したものとします。

なお、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

## 【資料】

### 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日公布・施行

(法律第147号)

#### (目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く）をいう。

#### (基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

#### (国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

#### (基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ啓発的な推進を図るため、人

権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。但し、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

## 世界人権宣言(抜粋)

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心をふみにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭におきながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

### 第1条(自由平等)

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神を持って行動しなければならない。

# 幸手市人権施策推進本部設置規程

平成30年3月30日

訓令第10号

(設置)

第1条 幸手市の人権行政・教育に係る施策について、関係部局相互の緊密な連携及び協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、幸手市人権施策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1)人権行政・教育のための幸手市人権施策推進指針の策定及び見直しに関すること。
- (2)人権行政・教育のための幸手市人権施策推進指針に基づく事業の実施に関すること。
- (3)前2号に掲げるもののほか、人権行政・教育に係る施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部の事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長の指名する副本部長がその職務を代理する。

(推進本部会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長がその議長となる。

- 2 本部長は、必要と認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(幹事会議)

第6条 人権行政・教育に係る施策についての検討及び調整を行い、推進本部の円滑な運営を図るため、推進本部に幹事会議を置く。

2 幹事会議は、別表第2に掲げる職にある者をもって組織する。

3 幹事会議は、事務局長が招集し、事務局長がその議長となる。

(部会)

第7条 幹事会が必要と認めるときは、第2条の所掌事務に関する調査研究をさせるため、部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 推進本部の事務を処理するため、推進本部に事務局を置く。

2 事務局は、事務局長、次長及び書記をもって組織する。

3 事務局長は、総務部長の職にある者をもって充て、次長は、同部人権推進課長の職にある者をもって充てる。

4 書記は、人権推進課及び関係主務課の職員のうちから事務局長が指名した者とする。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日訓令第19号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日訓令第2号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日訓令第3号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月28日訓令第4号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総合政策部長 市民生活部長 健康福祉部長 建設経済部長 水道部長 議会事務局長 教育部長
---

別表第2（第6条関係）

（令2訓令19・令3訓令2・令5訓令3・令6訓令4・一部改正）

総合政策部	秘書課長 政策課長 財政課長
総務部	庶務課長 契約管財課長 税務課長 納税課長
市民生活部	くらし防災課長 市民課長 保険年金課長 環境課長
健康福祉部	社会福祉課長 介護福祉課長 こども支援課長 健康増進課長
建設経済部	都市計画課長 まちづくり事業課長 建築指導課長 農業振興課長 商工観光課長 道路河川課
水道部	水道管理課長 下水道課長
	会計課長
議会事務局	次長
監査委員事務局	事務局長
教育委員会教育部	教育総務課長 学校教育課長 社会教育課長